

市第123号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号の3を削り、同条第92号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同条第116号中「第68条の5の4」を「第68条の5の5」に改め、同条第128号及び第129号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第130号中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に、「第38条の4第21項」を「第38条の4第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第31号の3を削る改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

建築物環境衛生一般管理業の登録制度の廃止に伴いその手数料を廃止する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正する必要がある

ので提案する。